

# NPO法人 ヨコハママンダール 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 ヨコハママンダールといい、英文名を YOKOHAMA MANDAL とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、今後も増えていく地域に住む多くのインドコミュニティの子どもに母国の文化を伝えていくとともに日本の地域社会に参画できる機会を創る。また、日本とインドのコミュニティにおける文化交流を図り、お互い助け合っていける多文化社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こども社会教育事業
- (2) コミュニティ交流事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、この法人の事業などに参画するために入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、この法人の活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員は次に掲げる条件をすべて備え、かつ守らなければならない。

(1) この法人の目的を遂行することに賛同して、社会貢献活動に寄与すること。

(2) この法人を利用して、宗教の教義又は政治上の主義を広める行為を行わないこと。

(3) この法人を利用して、特定の個人又は団体の利益を目的とする行為を行わないこと。

(4) 暴力団又はその構成員の統制の下にあるものでないこと。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、必要に応じて副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任

期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人は、必要に応じて事務局長その他の職員を配置することができる。

2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他組織及び運営に関する重要事項  
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の4分の3以上の議決をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 役員の解任

4 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは、記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の決定と執行に関する事項
- (開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。通常理事会は毎年2回開催し、臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につい

て書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは、記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、分配を行うことができないため、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

### (合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 KUDALE PRITAM PRALHAD

副代表理事 KADAM VIJAY

理事 野場 孝司

監事 KULKARNI KAUSTUBH

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 個人 500円 団体 1,000円

賛助会員 個人 500円 団体 1,000円

なお、設立時の会員については、入会金を徴収しないこととする。

(2) 年会費 正会員 個人 3,000円 団体 10,000円

賛助会員 個人 1口3,000円(1口以上) 団体 1口10,000円(1口以上)

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	エヌピーオーハウジン ヨコハママンダ
特定非営利活動法人の名称	NPO法人 ヨコハママンダ

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有 無	備考
理事	クダレ プリタム プラル ハッド KUDALE PRITAM PRALHAD		なし	代表理事
理事	カダム ビジェイ KADAM VIJAY		なし	副代表理事
理事	ノバ タカシ 野場 孝司		なし	
監事	クルカルニ カウステューブ KULKARNI KAUSTUBH		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

## 設 立 趣 旨 書

### ○社会的課題の現状・背景

- ① 霧が丘には多くのインド人の家族が暮らしており、今後もインド人のコミュニティは増していくものと思われるが、親に連れられ日本に暮らすこととなったインドの子ども達が、日本の地域社会の中で健全に成長し活躍できる環境づくりをサポートしていく必要があると考えている。
- ② インド人コミュニティが大きくなってきているものの、未だに日本人コミュニティとインド人コミュニティのコミュニケーションが広がってきていない。お互いのコミュニティが別々のままであり、その繋がりづくりをサポートしていく必要があると考えている。

### ○望ましいと考える状態

- ① インド人の子ども達が、将来その子どもがインドに戻った時に問題なく暮らせる様、インド人としてのアイデンティティを確立しておくこと。そして、子ども達が日本の地域社会で暮らしていくにあたり、インド人コミュニティの中だけではなく、日本人コミュニティに馴染み、日本の地域社会の中で暮らしていけるように学校教育だけでなく、社会教育の機会を創っていくことも必要である。さらには、その子ども達が将来、日本の地域社会とのブリッジ役になる事を期待している。
- ② インド人と日本人が交流し異文化が体験でき、インドの文化を知り、日本の文化を知り、お互いに興味をもて、それまで謎であったことも分かり合え、分かり合えることで幸せを創る。災害時においても情報が共有され、必要あれば、インド人もボランティア参加するなど、助け合うことができる関係となる事を期待している。

### ○その為の解決策

お互いのお祭りに参加することで交流機会を増やしたり、清掃など日本の自治会などのイベントに参加したりすることで、インドの子ども達への社会教育機会を創り成長を支援したり、お互いのコミュニティの文化・行事を知り、そういった文化・行事を通してコミュニケーションを増やしていく中でより良い関係を築き、課題を解決していく。

### ○これまでの活動と今後の活動

- ① こども社会教育事業  
社会課題である環境問題に対する子どもの教育や運動の機会を創っており、今後も科学工作、展示会や日本の地域社会参画できる機会を増やしていきたい。
- ② コミュニティ交流事業  
9年間ガネーシャ祭り、5年間ナブラトリを主催し、文化体験の機会づくりと、萱場公園の自治会の清掃ボランティア活動にも昨年から参加している。

### ○NPO法人設立の動機

今後の活動をより広げていくためには、多方面から信用された法人であることが必要であると考え、特定非営利活動法人を設立することが最も適していると考えている。

2024年12月20日

法人の名称 NPO法人 ヨコハママンダラ  
設立代表者 野場 孝 司

## 令和7年度事業計画書

法人の名称 NPO法人 ヨコハママンダラ

### 1 事業活動方針

地域との関係づくりを進めていくことで、初年度の各事業を立ち上げていく。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① こども社会教育事業

- ・内 容 社会課題である環境問題などに対する子どもの教育や、運動、科学工作、展示会などを行うとともに、日本の地域社会参画できる機会を増やす。
- ・日 時 適時
- ・場 所 横浜市
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 地域に住むこどもの者 100人
- ・支出見込額 100,000円

##### ② コミュニティ交流事業

- ・内 容 母国のお祭りの文化体験の機会づくりと、清掃などの地域のボランティア活動などを行う。
- ・日 時 適時
- ・場 所 横浜市
- ・従事者人員 50人
- ・受益対象者 地域に住む外国人を含む市民 1,000人
- ・支出見込額 300,000円

## 令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 NPO法人 ヨコハママンダラ

### 1 事業活動方針

初年度の各事業課題に対応し、各事業の安定拡大に努める。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① こども社会教育事業

- ・内 容 社会課題である環境問題などに対する子どもの教育や、運動、科学工作、展示会などを行うとともに、日本の地域社会参画できる機会を増やす。
- ・日 時 適時
- ・場 所 横浜市
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 地域に住むこどもの者 120人
- ・支出見込額 120,000円

##### ② コミュニティ交流事業

- ・内 容 母国のお祭りの文化体験の機会づくりと、清掃などの地域のボランティア活動などを行う。
- ・日 時 適時
- ・場 所 横浜市
- ・従事者人員 50人
- ・受益対象者 地域に住む外国人を含む市民 1,200人
- ・支出見込額 360,000円

活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 ヨコハママングル

(単位:円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
		30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
		200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
子ども社会教育事業		50,000	
コミュニティ交流事業		150,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			430,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝金	60,000		
印刷製本費	30,000		
会議費	60,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	250,000		
支払利息	0		
その他経費計	400,000		
事業費計		400,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	10,000		
支払利息	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			430,000
当期経常増減額			0
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0		
		0	
経常外収益計			0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0		
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 ヨコハママングル

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	36,000	
賛助会員受取会費	0	
		36,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	240,000	
		240,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	40,000	
		40,000
4. 事業収益		
子ども社会教育事業		60,000
コミュニティ交流事業		180,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		556,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	72,000	
印刷製本費	36,000	
会議費	72,000	
旅費交通費	0	
消耗品費	300,000	
支払利息	0	
その他経費計	480,000	
事業費計		480,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	12,000	
会議費	12,000	
旅費交通費	0	
消耗品費	12,000	
支払利息	0	
その他経費計	36,000	
管理費計		36,000
経常費用計		516,000
当期経常増減額		40,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		40,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		40,000